

○八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

制定	平成18年	3月28日	告示第41号
改正	平成19年	4月9日	告示第65号
	平成20年	3月25日	告示第22号
	平成21年	3月24日	告示第73号
	平成23年	3月31日	告示第55号
	平成24年	3月30日	告示第103号
	平成25年	3月29日	告示第57号
	平成27年	3月30日	告示第83号
	平成30年	3月30日	告示第110号
	平成31年	3月28日	告示第93号
	令和2年	3月24日	告示第86号
	令和3年	3月29日	告示第125号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、高度処理型浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。

(2) 高度処理型浄化槽 合併処理浄化槽であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア N20型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が10ミリグラムを超え20ミリグラム以下の機能を有するもの

イ N10型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が10ミリグラム以下の機能を有するもの

ウ P型 放流水1リットル当たりの総りん濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するもの

エ NP型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20ミリグラム以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するもの

オ BOD型 BOD除去率97パーセント以上で、かつ、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が5ミリグラム以下の機能を有するもの

(3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。

(4) くみ取便所 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する構造を有するものをいう。

(5) 転換 既存単独処理浄化槽又は現に設置されているくみ取便所（以下「既存くみ取便所」という。）を高度処理型浄化槽に付け替え、かつ、当該既存単独処理浄化槽又は当該既存くみ取便所を廃止することをいう。

(6) 住宅 人の居住の用途に供する建築物をいい、店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供し、かつ、居住の用途に供しない部分の延べ面積の合計が50平方メートルを超えないものをいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、住宅に付属する高度処理型浄化槽を転換により設置する事業とする。

（補助対象地域）

第4条 補助の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域及び下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であつて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対

策重点地域とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、自己の居住の用に供する住宅に処理対象人員10人以下の高度処理型浄化槽を設置するもので、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出をしていること。
- (2) 住宅を借りている場合にあつては、貸主の承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 住宅の建替えに伴い高度処理型浄化槽の設置を行う者
- (2) 第9条の規定による補助金の交付の決定通知を受ける前に高度処理型浄化槽の設置の工事に着手する者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、高度処理型浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額を限度とする。

区分	限度額	
N20型又はP型の転換による設置	1 5人槽	384,000円
	2 6～7人槽	462,000円
	3 8～10人槽	585,000円
N10型の転換による設置	1 5人槽	674,000円
	2 6～7人槽	815,000円
	3 8～10人槽	923,000円
NP型の転換による設置	1 5人槽	528,000円
	2 6～7人槽	693,000円
	3 8～10人槽	963,000円
BOD型の転換による設置	1 5人槽	489,000円
	2 6～7人槽	654,000円
	3 8～10人槽	903,000円

2 前項の規定にかかわらず、既存単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽に転換をする者に対する補助金の額は同項の規定により算出した額に180,000円又は実際に既存単独処理浄化槽を処理するのに要する額のいずれか低い方の額を加算した額とし、既存くみ取便所から高度処理型浄化槽に転換をする者に対する補助金の額は同項の規定により算出した額に100,000円又は実際に既存くみ取便所を処理するのに要する額のいずれか低い方の額を加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、既存単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽に転換をする者に対する補助金の額は、これらの項の規定により算出した額に300,000円又は実際に設置する高度処理型浄化槽に係る配管の工事に要する額のいずれか低い方の額を加算した額とし、既存くみ取便所から高度処理型浄化槽に転換をする者に対する補助金の額は、これらの項の規定により算出した額に200,000円又は実際に設置する高度処理型浄化槽に係る配管の工事に要する額のいずれか低い方の額を加算した額とする。

(交付申請書)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 高度処理型浄化槽の構造図、敷地内の建物の配置図及び配管図
- (4) 高度処理型浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分計画を示す書類
- (7) 高度処理型浄化槽の設置場所の案内図
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定通知書）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定通知は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

（変更等承認申請）

第10条 第8条第2号又は第3号の規定により市長の承認を受けようとする者は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（実績報告書）

第11条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（第4号様式）によるものとし、補助事業の完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽法第7条第1項に規定する水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面
- (2) 浄化槽の保守点検を委託により行う場合にあつては、保守点検を業とする者が保守点検、清掃、浄化槽法第11条第1項本文に規定する水質に関する検査（次号において「定期水質検査」という。）の実施手続等を代行することを約定した契約書の写し
- (3) 浄化槽の保守点検を浄化槽法第7条第1項に規定する浄化槽管理者自ら行う場合にあつては、保守点検及び清掃を行うことを誓約する書面及び定

期水質検査の受検を契約したことを証する書面

- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
 - (5) 施工状況の写真
 - (6) 既存単独処理浄化槽又は既存くみ取便所の処分状況の写真
 - (7) その他の市長が必要と認める書類
- (確定通知書)

第12条 規則第13条による交付すべき補助金額の通知は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（第5号様式）によるものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（第6号様式）によるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 八千代市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年八千代市告示第36号）は、廃止する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第73号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年告示第55号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年告示第 103 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 57 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 83 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成 30 年告示第 110 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 93 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 86 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 125 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公示の日から施行する。

